

# 2020年度以降に実施する授業料免除について

2020年度からの国の制度変更とそれに伴う経過措置により、本学の2020年度以降の授業料免除は、

**A: 2020年4月に開始される、学部学生対象の国の「高等教育の修学支援新制度」  
により実施する授業料免除** <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>



**B: 大学院生および2019年度以前入学の学部学生対象の、大学が実施する授業料免除  
(従来実施していたもの)** <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>



の2制度となります。

申請できる制度は下表のとおりです。

	免除		徴収猶予※4	
	A	B	延納	分納
学部学生(2020年度以降入学)	○※1	×※2	○	○
学部学生(2019年度以前入学)	○※1,3	○※3	○	○
大学院学生	×	○	○	○

※1 外国人留学生(在留資格が「留学」)は申請できません

※2 学資負担者死亡もしくは被災等により授業料免除を希望する場合は学生支援課に問い合わせてください  
(2021年度【後期】は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を事由として申請可能です)

※3 併願可(判定結果が異なる場合は学生により有利な判定を採用)

※4 免除と徴収猶予は併願不可

これは、2020年2月5日(水)に本学ウェブサイトにて公表した「令和2年度以降の本学における授業料免除の実施方針について」(下記参照)に基づくものです。

各位

令和2年度以降の本学における授業料免除の実施方針について

令和2年2月 一橋大学

令和2年4月より学部学生対象の「高等教育の修学支援新制度」(給付型奨学金と授業料免除、以下「新制度」)が国により実施されます。それに伴い、従来国により国立大学に配分されてきた授業料免除予算のうち学部学生分は廃止されます。ただし、令和元年度以前入学の学部学生については、経過措置として授業料免除予算が国から配分されます。

以上をふまえ、本学の学生の授業料免除の実施方針については以下のとおりとします。

1. 令和2年度以降入学の学部学生については、「新制度」対象者には「新制度」と本学独自の支援を合わせて授業料免除を行います。また、「新制度」対象外の者には一橋大学基金を用いて別途本学独自の経済支援を行います(詳細決定次第公表)。
2. 令和元年度以前入学の学部学生については、「新制度」による授業料免除に加え、国から配分された金額に応じて現行の制度による授業料免除を行います。2制度は併願可能とし、併願の場合は学生により有利な判定を採用するものとします。
3. 大学院学生については、国から配分された金額に応じて現行の制度による授業料免除を行います。

本学には授業料免除の他に奨学金による経済支援もありますので、あわせてご検討ください。

学生支援課 奨学事業係